

〔昭和二十年五月〕

文甲第四〇号
案 起 昭和二十年五月九日
閣議 昭和二十年五月十一日 施
決定 昭和二十年五月十二日 行
案 裁可 昭和二十年五月十二日 行
昭 壬午五月 王百 翁

内閣書記官

(佐藤) (渡江) (栗山)

(注記1)

内閣総理大臣 花押 (鈴木)

内閣書記官長 (迫水)

外務大臣 花押 (東郷)

海軍大臣 花押 (米内)

大東亜大臣 花押 (東郷)

内務大臣 花押 (安部)

司法大臣 花押 (松岡)

農商大臣 花押 (石黒)

左近司國務大臣 花押 (左近司)

櫻井國務大臣 花押 (櫻井)

大蔵大臣 花押 (廣瀨)

文部大臣 花押 (太田)

軍需大臣 花押 (露田)

下村國務大臣 花押 (下村)

陸軍大臣 花押 (阿南)

厚生大臣 花押 (岡田)

運輸通信大臣 花押 (小田出)

安井國務大臣 花押 (安井)

戦時教育令

右枢密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セ

ラレ然ルベシト認ム

上諭案

(注記2)

皇祖考囊ニ国体ノ精華ニ基キテ教育ノ大本ヲ明ニシ一旦緩急ノ
際義勇奉公ノ節ヲ効サンコトヲ諭シ給ヘリ今ヤ戦局ノ危急ニ臨
ミ朕ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈其ノ使命ヲ達成
セシメンガ為枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ戦時教育令ヲ裁可シ茲ニ之
ヲ公布セシム

御名 御璽

(加筆・朱書) 〔昭和二十一年〕年〔五〕月〔二十一〕日

(枢密院上奏ノ通)

内閣総理大臣
内務大臣
文部大臣
大東亜大臣

(注記3)

臣等戦時教育令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月九月ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和二十年五月九日

枢密院議長男爵臣 平沼騏一郎

^(採消)勅令第 号

^(採消)戦時教育令

勅令第^(加筆・朱書)三百一十号

^(加筆)戦時教育令

第一条 学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務

ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ

第二条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺

身シ俱学俱進以テ学徒ノ薫化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第三条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊

切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ

行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ

学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトシニ以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部ガ同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ職場毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ聯合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他学徒隊及其ノ聯合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条 戦局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ

付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

コトヲ得

第五条 戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徵集、召集

等ノ事由ニ因リ軍人(陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム)ト為リ、戦

時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時

ニ緊要ナル専攻学科ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依

リ正規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ

之ヲ卒業(之ニ準ズルモノヲ含ム)セシムルコトヲ得

第六条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台

湾ニ在リテハ台湾総督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲国駐

^(採消)特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月 日 内閣書記官長

^(自水)

内閣書記官 ^(船田)

内閣総理大臣 花押(翁本) 法制局長官 印

外務大臣 花押(東郷) 海軍大臣 花押(米内) 大東亜大臣 花押(東郷) 櫻井国務大臣 花押(櫻井)

内務大臣 花押(安部) 司法大臣 花押(松原) 農商大臣 花押(石黒) 左近司国務大臣 花押(左近司)

大蔵大臣 花押(広瀬) 文部大臣 花押(太田) 軍需大臣 花押(豊田) 下村国務大臣 花押(下村)

陸軍大臣 花押(阿部) 厚生大臣 花押(岡田) 運輸通信大臣 花押(小日出) 安井国務大臣 花押(安井)

別紙内務文部大東亜三大臣請議戦時教育令制定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ(抹消)勅令案本件ハ枢密院官制第六條第八号ノ勅令ナルヲ以テ枢密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

呈案附箋ノ通 勅令案

昭和二十年三月十八日閣議決定「決戦教育措置要綱」実施ノ為戦時教育令制定ノ要ヲ認メ別紙案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和二十年四月十八日

文部大臣 太田耕造 印

内務大臣 安倍源基 印

大東亜大臣 東郷茂徳 印

内閣総理大臣男爵 鈴木貫太郎殿

皇祖考義二国体ノ精華ニ基キテ教育ノ大本ヲ明(抹消)ニシ一旦

緩急ノ際義勇奉公ノ節ヲ効サンコトヲ諭シ給ヘリ(抹消)今ヤ戦

局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣総理大臣(抹消)男爵 鈴木貫太郎(抹消)

文部大臣(抹消) 太田耕造(抹消) 印

内務大臣(抹消) 安倍源基(抹消) 印

大東亜大臣(抹消) 東郷茂徳(抹消) 印

局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈
〔印々〕其ノ使命ヲ達成セシメンガ為枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ戦時
教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣総理大臣(抹消)男爵 鈴木貫太郎(抹消)

文部大臣(抹消) 太田耕造(抹消) 印

内務大臣(抹消) 安倍源基(抹消) 印

大東亜大臣(抹消) 東郷茂徳(抹消) 印

勅令第 号

戦(抹消)時 教育 令(加筆・朱書)〔印〕時教育令

第一条 学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務

ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ

第二条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺

身シ俱学俱進以テ学徒ノ薫化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第三条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊

切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ

行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ

学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス(抹消)

〔加筆・朱書〕〔印〕前項ノ学徒隊ノ一部又ハ全部ガ同一ノ職

場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其

ノ職場毎ニ〔学校及教職員〕〔教職員及学徒〕ヲ以テ学徒隊ヲ組

織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス

決戦教育措置要綱

昭和二〇、三、一八
閣議決定

第一方針

現下緊迫セル事態ニ即応スル為学徒ヲシテ国民防衛ノ一翼ヲラシムルト共ニ真摯生産ノ中核タラシム為左ノ措置ヲ講ズルモノトス

第二措置

- 一、全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス
- 二、右目的達成ノ為国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止ス
- 国民学校初等科ニシテ特定ノ地域ニ在ルモノニ対シテハ昭和二十年三月十六日閣議決定学童疎開強化要綱ノ趣旨ニ依リ措置ス
- 三、学徒ノ動員ハ教職員及学徒ヲ打ツテ一丸トスル学徒隊ノ組織ヲ以テ之ニ当リ其ノ編成ニ付テハ所要ノ措置ヲ講ズ但シ戦時重要研究ニ従事スル者ハ研究ニ専念セシム
- 四、動員中ノ学徒ニ対シテハ農村ニ在ルカ工場事業場等ニ就業スルカニ応ジ劳作ト緊密ニ連繋シテ学徒ノ勉学修養ヲ適切ニ指導スルモノトス
- 五、進級ハ之ヲ認ムルモ進学ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 六、戦争完遂ノ為特ニ緊要ナル専攻学科ヲ修メシムルヲ要スル学徒ニ対シテハ学校ニ於ケル授業モ亦之ヲ継続実施スルモノトス但シ此ノ場合ニ在リテハ能フ限り短期間ニ之ヲ完

学徒隊及其ノ聯合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他学徒隊及其ノ聯合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条 戦局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ^(抹消)国民学校ニ於ケル

教科及科目、青年学校ニ於ケル教授及訓練ノ科目及^(加筆・朱書)〔^(法制局)教科科目及授業〕時数ニ付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施

ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第五条 戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徴集^(抹消)〔若ハ

召集セラレ〕^(加筆・朱書)〔^(法制局)召集等〕ノ事由ニ因リ軍人^{(陸海軍ノ学生生}

徒ヲ含ム)ト為リ、〕戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ

〔^(加筆・朱書)〔^(法制局)死シ〕若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊要ナル専攻学科ヲ

修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正規ノ期間在学セズ

又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ卒業(之ニ準ズル

モノヲ含ム)セシムルコトヲ得

第六条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲国駐

劄特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

^(抹消)〔戦時ニ於ケル〕^(加筆・朱書)〔^(法制局)大東亞戦争ノ現段階ニ鑑ミ〕教職員及学徒ノ使命ヲ闡明シ^(加筆・朱書)〔^(法制局)並ニ学校教育ニ関シ〕戦局ノ推移ニ即応スル^(抹消)〔^(法制局)学校教育ノ実施ニ関シ〕特別ノ措置ヲ講ズルノ要アルニ依ル

了セシムル措置ヲ講ズ

七、本要綱実施ノ為速ニ戦時教育令(仮称)ヲ制定スルモノトス

備考

一、文部省所管以外ノ学校、養成所等モ亦本要綱ニ準ジ之ヲ措置スルモノトス

二、第二項(本文)ハ第一項ノ動員下令アリタルモノヨリ逐次之ヲ適用ス

三、学校ニ於テ授業ヲ停止スルモノニ在リテハ授業料ハ之ヲ徴(抹消)(加算)(収)セズ

学徒隊費其ノ他学校経営維持ニ要スル経費ニ付テハ別途措置スルモノトシ必要ニ応ジ(抹消)学徒勤労報償額及(国庫負担)ニ依リ支弁セシムルモノトス

一戦時教育令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

昭和二十年五月 日

枢密院議長男爵 平沼騏一郎

内閣総理大臣男爵 鈴木貫太郎殿

臣等戦時教育令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月 日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和二十年五月 日

枢密院議長男爵臣 平沼騏一郎

勅令第 号

戦時教育令

第一条 学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本文トスベシ
第二条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ俱学俱進以テ学徒ノ薫化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第三条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ

行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトシ二以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部方同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ職場毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ聯合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他学徒隊及其ノ聯合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条 戦局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ

付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第五条 戦時ニ際シ必要アルトキハ学徒ニシテ徴集、召集等ノ

〔公文類集 第六十九編 卷五十七 昭和二十年
学事門 大学 中等学校〕 2A, 13, ㊟3941
雜載

事由ニ因リ軍人（陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム）ト為リ、戦時ニ
緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痕ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊
要ナル専攻学科ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正
規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ
卒業（之ニ準ズルモノヲ含ム）セシムルコトヲ得

第六条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台
湾ニ在リテハ台湾総督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲国駐
〔抹消〕〔加筆〕
〔割〕〔寄〕特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔注記1〕

〔箇〕

〔注記2〕

〔四〕〔未書〕
〔簿冊内件名番号〕

〔注記3〕

〔御覽濟〕

〔注記4〕

〔文甲四〇〕〔御覽濟内閣へ御下付〕 昭和二十年四月
〔佐野〕

〔注記5〕

〔法制局文第三四号〕〔特命〕
昭和二十年四月十九日 印 本案説明者 文部書記官中根秀雄
文部書記官西崎 恵 〔佐藤〕

〔注記6〕

〔法制局 印〕

〔注記7〕

〔文甲四〇〕